

# 令和3年度 監査結果報告書（11月・12月実施分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項及び第7項の規定による監査を藤沢市監査基準に基づき実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり報告する。

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

- (1) 地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査
- (2) 同第7項に基づく指定管理者監査

### 2 監査の対象

- (1) 定期監査 財務に係る事務の執行
- (2) 指定管理者監査 指定管理業務に係る出納その他の事務の執行等

### 3 監査の基準日

令和3年度（2021年9月末日現在）

### 4 監査の対象部局等

- (1) 定期監査 市民自治部，市民病院
- (2) 指定管理者監査 特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構（藤沢市市民活動支援施設に係る指定管理業務）

### 5 監査の着眼点

- (1) 事務の執行は法令等に従い適正に行われているか。
- (2) 収入に係る事務は適正に行われているか。
- (3) 支出に係る事務は適正に行われているか。

## 6 監査の主な実施内容

監査の着眼点に基づき、監査対象課等に対して関係書類の提出を求め、書類調査を行ったほか、関係職員にヒアリングを行った。

## 7 監査の実施日

2021年（令和3年）12月24日（金）

## 8 監査を実施した委員

監査委員	中川隆
同	石田晴美
同	東木久代
同	吉田淳基

## 第2 監査の結果

監査対象課等における調査事項ごとに関係書類等を調査した結果、次の指摘事項を除き、適正に行われていると認められた。

指摘事項については、適正に事務が執行されるようにそれぞれ必要な措置を講じ、意見・要望については検討されたい。

なお、監査の際に発見されたその程度が軽微なもので、是正が容易にできる等の事項については、所管する部局長に別途通知したのでその記述を省略した。

### 1 指摘事項

#### (1) 定期監査

##### ア 委託料の執行

(ア) 施設の利用料金について指定管理者に承認を行っていない。

- ・藤沢市市民活動支援施設の管理運営業務（市民自治部市民自治推進課）

藤沢市市民活動支援施設に係る利用料金は、藤沢市市民活動推進条例及び藤沢市市民活動推進条例施行規則に定める範囲内で藤沢市の承認を得て指定管理者が定める額となっている。しかしながら、利用料金について指定管理者から事前

に承認申請がなく、承認手続きを行っていない。

(イ) 再委託の承諾手続きが取られていない。

- ・戸籍総合システム改修作業業務（市民自治部市民窓口センター）

戸籍の附票の写しへの記載項目変更に係るコンビニ交付システムのインターフェイス変更に伴う改修及び附票アプリケーション新規導入に伴う改修作業について、受託者から再委託承諾願いの申請がなく承諾手続きが取られていない。

- ・戸籍副本データ管理システムサポート業務（市民自治部市民窓口センター）

戸籍副本データ管理システムに関する問い合わせ対応及び調査対応について、受託者から再委託承諾願いの申請がなく承諾手続きが取られていない。

- ・遠藤市民センター庁舎管理等業務（市民自治部遠藤市民センター）

業務委託契約書第7条に基づき、受託者が業務の全部又は一部を第三者に委託するときは、あらかじめ市の書面による承諾を得る必要があるが、庁舎管理業務に定める「本館及び青少年ホール用モップ整備」「足拭きマット交換整備」について、受託者から再委託承諾願いの申請がなく承諾手続きが取られていない。

(ウ) 仕様書及び設計書に見直しが必要なものがある。

- ・看護専門学校総合維持管理業務（看護専門学校教務課）

総合維持管理業務のうち「設備維持管理業務」として規定した空調設備等各業務及びその名称、実施回数について、仕様書と設計書が一致していないものがある。

(エ) 仕様書に定めた提出書類が提出されていない。

- ・看護専門学校給食業務（看護専門学校教務課）

受託者は月1回検便を実施すること及びその結果を報告すること、と仕様書に規定しているが、結果報告の提出を受けていない。給食という業務の性質上、保健衛生に対する処置として適切に対応すべきである。

## イ 施設の目的外使用許可

(ア) 市民センター長の決裁のないまま使用許可決定を行っているものがある。

(市民自治部明治市民センター)

行政財産の使用許可決定について、本来管財課の合議を経て決裁責任者である市民センター長の決裁をもって行うところ、その決裁を確認しないまま行政財産使用許可決定通知書を作成し、通知している。

(イ) 行政財産の目的外使用に係る使用料の算定に誤りがある。(市民自治部湘南大庭市民センター)

- ・飲料自動販売機設置
- ・受託事業従事者の事務所及び詰所

当該目的外使用の申請は、いずれも館内の使用申請であり、その使用料については藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例第3条第1項第2号により算定するが、その計算に用いる当該建物の建築面積に誤りがあった。使用許可の計算に使われている建築面積は建物本館のほか、別棟にある陶芸室の建築面積(35.39 m<sup>2</sup>)が含まれ1,926.40 m<sup>2</sup>としているが、目的外使用許可に係る建築面積は使用している建物の建築面積で算定するもので、陶芸室の建築面積(35.39 m<sup>2</sup>)を除いた1,891.01 m<sup>2</sup>が正しい。ただし、受託事業従事者の事務所及び詰所については、免除の決定をしているので実害はない。

## ウ 市政有償刊行物頒布実費収入等の収入

(ア) 収納に関する事務契約を締結していない。(市民自治部市民相談情報課)

市政有償刊行物の販売について、収納に関する事務契約を締結しないまま「藤沢市有償刊行物の販売委託にかかる契約」のみを締結している。

本来、私人に歳入となる売上金の収納を委託する場合は、地方自治法施行令第158条の規定により事務委託契約を締結し、その旨を告示し、かつ公表しなければならない。

## (2) 指定管理者監査

ア 市民活動支援施設(藤沢市市民活動推進センター及び藤沢市市民活動プラザむ

つあい)に係る指定管理者の業務（特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構）

(ア) 施設の利用料金について市の承認を得ていない。

藤沢市市民活動支援施設に係る利用料金は、藤沢市市民活動推進条例及び藤沢市市民活動推進条例施行規則に定める範囲内で藤沢市の承認を得て指定管理者が定める額となっている。しかしながら、利用料金について市への承認申請を行っておらず、市の承認を得ていない。

## 2 意見・要望

### (1) 委託料の執行

ア 契約手続きに検討を要する。（看護専門学校教務課）

・看護専門学校社会人入学試験問題作成等業務

当該業務委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合）を根拠に同事業者を唯一の事業者として随意契約をしている。高い品質、経験、信用等を有する者を選定することは、業務の目的を達成するうえで効率的であり、その点においては合理的に判断されていると認められる。

しかし、当時はそうであったかもしれないが、現在に至るまで参考見積書を同事業者からしか徴取しておらず、同事業を受託できる「唯一の事業者」とまでは言い切れない。さらに、このことは、見積金額の比較がなされていないため、契約金額が妥当なものであるかの判断もなされていないことになる。

今後は、効率性の面だけではなく、経済的で公正な契約となるように複数者の見積書を確認することはもとより、その契約方法も含めて十分精査するよう要望する。

### (2) 賃借料の執行

ア 職員寮について見直しが必要と考えられる。（市民病院病院総務課）

・職員寮（藤沢第二，善行，西富）

調査基準日時点でいずれも入居率が15%～40%と低い状態になっている。一方、一括借上げの定額賃料（年間約5,300万円）が発生しており、結果として多額の未利用分の賃料（年間約3,600万円）を支払っている状況にあ

る。平成 28 年度からこれまでの間に計 33 室を削減しているが、職員寮のあり方について更なる見直しが必要と考えられる。

- 
- 勧告事項** 地方自治法第 199 条第 1 項に基づく勧告事項は、特に措置を講ずる必要があると認められるもので、次のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 法律、政令、省令、条例、規則に明確に違反しており、直ちに是正を講じなければ、市の行財政及び市民生活へ多大な影響を及ぼすもの、または現に及んでいるもの。
  - (2) 故意または重過失により市に重大な損害が生じているもの。
  - (3) 前回指摘事項とされたもので、是正、改善の兆候が認められず、特に措置を講ずる必要があると認められるもの。
  - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、監査委員が、特に措置を講ずる必要があると認められるもの。
- 指摘事項** 次のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 法律、政令、省令、条例、規則に明確に違反していると認められるもの。
  - (2) 機関の意思決定が適切になされていないもの。
  - (3) 不適正な財務会計事務が行われているもの。
  - (4) 経済性、効率性、有効性並びに内部統制の観点から改善を要するもの。
  - (5) 前回注意事項とされたもので、是正、改善の兆候が認められないもの。
  - (6) 前 5 号に掲げるもののほか、不当又は適正を欠く事項で、指摘事項が適当であると認められるもの。
- 意見・要望** 次のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 経済性、効率性、有効性並びに内部統制の観点から注意喚起又は検討をすることが必要であると認められるもの。
  - (2) その他、監査委員が特に要望する必要があると認められるもの。